

Ⅱ 調 査 結 果

● 概 況

平成10年11月1日時点で5人以上の常用労働者を雇用している事業所に常用雇用されている身体障害者（以下常用雇用身体障害者）は、39万6千人、同知的障害者（以下常用雇用知的障害者）は、6万9千人となった。常用雇用以外の身体障害者は1万4千人、同知的障害者は千人であった。

前回、平成5年に実施した本調査結果と比較してみると、常用雇用されている身体障害者数は15.1%増加し、知的障害者数も15.0%増加している。

常用雇用身体障害者を事業所別の構成比で見ると、5～29人規模の事業所において34.7%と最も多く雇用され、500～999人事業所で4.7%と最も少なく雇用されている。平成5年調査と比較すると、中規模の事業所での雇用割合が増加し、大規模事業所での雇用割合が低下している。

同様に常用知的障害者を見ると、30～99人規模事業所において41.1%、次いで5～29人規模事業所40.8%が雇用されており、身体障害者以上に小規模事業所での雇用されている者の比率が高くなっている。

(注) 常用雇用労働者とは当該事業所の貸金台帳に記載されている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

イ 期間の定めのない労働者

ロ 一定期間（1ヶ月、6ヶ月）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上イと同様の状態にあると認められるもの

ハ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上イと同様の状態にあると認められるもの

ニ 重役、理事等役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けているもの

ホ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。